

久喜市高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」運営事業実施要綱の一部
を改正する告示

久喜市高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」運営事業実施要綱（平成２２
年久喜市告示第７８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「（土曜日は午前９時３０分から午後零時３０分ま
で）」を削り、同項第４号ア中「日曜日」を「土曜日及び日曜日」に改め、同号
エ中「（土曜日に当たる日を除く。）」を削る。

附 則

この告示は、令和７年１０月１日から施行する。